下川町中小企業振興基本条例見直しに対する意見

意　見

NPO 法人の支援について
国では、個別の中小企業政策において、NPO 法人を中小企業支援機関として認定する制度が存在するなど、NPO 法人は中小企業政策上、重要な役割を果たしていると考えられます。NPO 法人においては、新規サービスや製品の開発は、地域経済活性化や地域課題解決にとって重要であり、その目的に資する場合には特定の補助メニューについては補助対象として認めることなどを、ご検討願います。

回　答

貴重なご意見ありがとうございます。

国は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を中小企業基本法で定めています。中小企業基本法の第 2 条で中小企業者を一定規模の「会社及び個人」と定義しており、NPO 法人は対象外であると認識しております。
本町におきましても、中小企業振興に関して基本的な事項と施策を下川町中小企業振興基本条例で定めており、中小企業基本法同様、NPO 法人は対象としていないところです。
確かに、中小企業等を対象とした個別の法律や制度では、NPO 法人を対象としているものがありますが、中小企業基本法の施策の対象ではなく、各々の施策の対象としているものであると理解しております。

しかしながら、NPO 法人の活動が、経済の活性化に寄与する側面があることに対する支援についてのご意見を否定するものではありません。営利を目的とした中小企業者と、営利を目的としない NPO 法人は、目的という根本的なところが異なることや、NPO 法人が税制上の優遇措置を受けていることから、本町の中小企業振興に関する施策におきましては、一緒くたに支援するべきではないと考えているところです。
町と致しましては、以上のように考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。